

議 第 1 0 6 号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）10 月 8 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日
条例第8号）

改正後		改正前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（ <u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員に</u> あつては、 <u>認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員に</u> あつては、 <u>学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u> ）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。